

令和3年
第1回
臨時会

埼玉西部消防組合議会会議録

目次

○招集告示	1
○応招・不応招議員	2

議 事

月 日 曜日	議 事	
11月15日(月)		
	○議事日程	3
	○開会前の挨拶	7
	○副管理者挨拶	7
	○議員の紹介	7
	○開会及び開議の宣告(午後2時02分)	
	○議事日程の報告	8
	○議席の指定	8
	○議会運営委員会委員長報告	8
	○会議録署名議員の指名	9
	○会期の決定	9
	○諸般の報告	9
	○管理者提出議案の上程(議案第16号)	10
	○提案理由の説明	11
	岸 消防長	
	○質 疑	11
	1番 小林 澄子 議員	11
	○討 論	13
	1番 小林 澄子 議員	13
	9番 粕 谷 不二夫 議員	13
	○採 決	14
	○管理者提出議案の上程(議案第17号)	14
	○提案理由の説明	14

岸 消防長	
○質 疑	1 5
1 番 小 林 澄 子 議 員	1 5
○討 論	1 8
1 番 小 林 澄 子 議 員	1 8
9 番 粕 谷 不 二 夫 議 員	1 9
○採 決	1 9
○管 理 者 挨 拶	2 0
○閉 会 (午 後 2 時 4 3 分)	

○ 招 集 告 示

埼玉西部消防組合告示第9号

令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を次のように招集する。

令和3年11月4日

埼玉西部消防組合

管理者 藤 本 正 人

記

1 期 日 令和3年11月15日

2 場 所 埼玉西部消防局 講堂

3 付議事件

(1) 埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

(2) 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○ 応招・不応招議員

令和3年第1回臨時会

応招議員

1番	小林澄子	議員	2番	島田一隆	議員
3番	亀山恭子	議員	4番	加賀谷勉	議員
5番	中村正義	議員	6番	田村秀二	議員
7番	大川戸岩夫	議員	8番	吉本新司	議員
9番	粕谷不二夫	議員	10番	大石健一	議員
11番	浅野美恵子	議員	12番	内村忠久	議員
13番	宮岡治郎	議員	14番	永澤美恵子	議員
15番	梶田博之	議員	16番	野田直人	議員

不応招議員

なし

令和3年
第1回
臨時議会

埼玉西部消防組合議会会議録1号

令和3年11月15日（月曜日）

第1日 議事日程

- 1 開 会
 - 2 開 議
 - 3 議事日程の報告
 - 4 議席の指定
 - 5 議会運営委員会委員長報告
 - 6 会議録署名議員の指名
 - 7 会期の決定
 - 8 諸般の報告
 - 9 管理者提出議案の上程（議案第16号）
 - 10 管理者提出議案の上程（議案第17号）
 - 11 管理者挨拶
 - 12 閉 会
-

本日の出席議員 16名

1番	小林澄子議員	2番	島田一隆議員
3番	亀山恭子議員	4番	加賀谷勉議員
5番	中村正義議員	6番	田村秀二議員
7番	大川戸岩夫議員	8番	吉本新司議員
9番	粕谷不二夫議員	10番	大石健一議員
11番	浅野美恵子議員	12番	内村忠久議員
13番	宮岡治郎議員	14番	永澤美恵子議員
15番	相田博之議員	16番	野田直人議員

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

藤本正人	管理者	谷ヶ崎照雄	副管理者
新井重治	副管理者	小谷野剛	副管理者
杉島理一郎	副管理者	岸文隆	消防長
北山勝博	消防局 企画総務部長	荻野透	消防局 警防部長
山崎博幸	消防局消防署 統括監兼所沢 中央消防署長	黒田勉	消防局 警防部次長兼 警防課長
菅原充一	消防局 警防部通信指令 センター長兼 指令管理課長	上松年通	消防局 警防部参事兼 予防課長
粕谷実	所沢東 消防署長	北田一	狭山消防署長
岡野誠澄	入間消防署長	小山幸一	飯能日高 消防署長
日高賢	消防局 企画総務部 企画財政課長	須田雅之	消防局 企画総務部 総務課長
河野文代	消防局 企画総務部 契約会計課長	金子誠	消防局 警防部 救急課長

午後 2 時 0 2 分開会

出席議員 16 名

1 番	2 番	3 番	4 番	5 番	6 番
7 番	8 番	9 番	10 番	11 番	12 番
13 番	14 番	15 番	16 番		

欠席議員 なし

地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管 理 者	副管理者	副管理者	副管理者
副管理者	消 防 長	消防局企画総務部長	
消防局警防部長	消防局消防署統括監兼所沢中央消防署長		
消防局警防部次長兼警防課長		消防局警防部通信指令センター長兼指令管理課長	
消防局警防部参事兼予防課長		所沢東消防署長	狭山消防署長
入間消防署長	飯能日高消防署長	消防局企画総務部企画財政課長	
消防局企画総務部総務課長		消防局企画総務部契約会計課長	
消防局警防部救急課長			

◎開会前の挨拶

○宮岡治郎議長 皆さんこんにちは。

本日はお忙しい中、埼玉西部消防組合議会臨時会にお集まりいただき、ありがとうございます。
ます。

◎副管理者挨拶

○宮岡治郎議長 まず初めに、飯能市から選出されております副管理者に変更がありましたので、御挨拶をお願いいたしたいと思います。

新井副管理者。

〔副管理者（新井重治）登壇〕

○新井副管理者 皆さんこんにちは。

ただいま議長より御紹介賜りました飯能市長の新井重治でございます。

今般、副管理者としてお世話になることになりました。

管理者を補佐し、組合事務の円滑な執行に努めてまいりますので、組合議員の皆様の御教示、御協力を心からお願いを申し上げまして、就任の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

◎議員の紹介

○宮岡治郎議長 次に、狭山市から選出されている議員に変更がありましたので、御紹介いたします。

恐れ入りますが、自席でお願いします。

加賀谷議員より、御挨拶をお願いします。

○加賀谷 勉議員 皆様こんにちは。

ただいま議長より御紹介いただきました狭山市議会の加賀谷でございます。

このたび埼玉西部消防組合議会議員に復帰をさせていただき、併せまして、狭山市の代表を務めさせていただきます。加賀谷勉でございます。よろしくお願いいたします。

○宮岡治郎議長 以上で紹介を終わります。

◎開会及び開議の宣告

○宮岡治郎議長 ただいまの出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

- 宮岡治郎議長 本日の議事日程については、お手元に配付してありますが、これによって議事を進行させていただきます。
-

◎日程第1 議席の指定

- 宮岡治郎議長 日程第1、議席の指定を行います。

このたび狭山市から選出されました議員の議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長において指名いたします。

議員の議席番号と氏名を書記長に朗読させます。

増岡書記長。

[書記長朗読]

- 増岡書記長 朗読いたします。

議席番号、次にお名前を申し上げます。

4番、加賀谷勉議員。

以上でございます。

◎日程第2 議会運営委員会委員長報告

- 宮岡治郎議長 日程第2、議会運営委員会委員長報告を願います。

議会運営委員会委員長、中村議員。

[5番（中村正義議員）登壇]

- 中村正義議会運営委員会委員長 令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会の議事運営につきまして、本日議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

初めに、本臨時会につきましては、これまでと同様に、新型コロナウイルス感染症対策を取った上で行うことを確認いたしました。

次に、会期につきましては、本日1日とし、議事日程といたしましては、お手元に配付されておりますように、まず会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告を願います。

次に、議案第16号の埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

議案第16号に対する議案質疑通告者は1名となっております。

また、討論通告者は2名となっております。

次に、議案第17号の埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明、質疑、討論、採決を願います。

議案第17号に対する議案質疑通告者は1名となっております。

また、討論通告者は2名となっております。

なお、両議案とも採決の方法については、起立採決とすることを確認いたしております。

以上、概要を申し上げましたが、提出されております諸議案が日程のとおり審議の上、決定いただけますよう、議員皆様方の御協力をお願いいたします。

以上で議会運営委員会委員長報告を終わります。

○宮岡治郎議長 以上で報告を終わります。

◎日程第3 会議録署名議員の指名

○宮岡治郎議長 日程第3、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、

7番 大川戸 岩 夫 議員

9番 粕 谷 不二夫 議員

以上、2名の方を指名いたします。

◎日程第4 会期の決定

○宮岡治郎議長 日程第4、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○宮岡治郎議長 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎日程第5 諸般の報告

○宮岡治郎議長 日程第5、この際、諸般の報告を行います。

まず、議長から申し上げます。

埼玉西部消防組一般会計に係る例月出納検査について、令和3年7月分から9月分までの結果報告が地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、監査委員から報告がありました。また、定期・行政監査結果について、地方自治法第199条第9項の規定に基づき、同じく監査委員から報告がありました。それぞれ写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、専決処分報告について、地方自治法第180条第2項の規定に基づき、管理者から報告がありました。その写しをお手元に配付させていただきましたので、御了承願います。

次に、管理者から議案の提出がありましたので、報告をいたします。

書記長に朗読させます。

増岡書記長。

〔書記長朗読〕

○増岡書記長 朗読いたします。

埼玉消企第96号

令和3年11月15日

埼玉西部消防組合議会

議長 宮岡治郎様

埼玉西部消防組合

管理者 藤本正人

埼玉西部消防組合議会付議事件について

令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会に付議する事件を次のとおり提出いたします。

議案第16号 埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例

議案第17号 埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

以上で朗読を終わります。

○宮岡治郎議長 地方自治法第121条の規定による本臨時会に議案説明のための出席者については、お手元に配付いたしました一覧表のとおりであります。

議長からの報告を終わります。

次に、管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者 本日ここに、令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては御健勝にて御参集賜り、誠にありがとうございます。提案いたしました議案について御審議いただきますことに、心から感謝申し上げます。

先ほど御紹介ありましたとおり、新たに加賀谷勉議員に本組合議会議員として御就任いただきました。今後とも本組合の運営に当たり、特段の御指導、御支援を賜りますようお願い申し上げます。

さて、本臨時会の提出議案ですが、条例の改正が2件であります。

よろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げます。

○宮岡治郎議長 以上で諸般の報告を終わります。

◎日程第6 管理者提出議案の上程（議案第16号）

○宮岡治郎議長 日程第6、議案第16号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正

する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○宮岡治郎議長 提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

○岸消防長 議案第16号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、提案理由を申し上げます。

議案書の1ページと議案資料の1ページを御覧ください。

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行により、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部が改正されました。

この法改正に伴い、埼玉西部消防組合個人情報保護条例の規定中、引用している条項等、字句を改める必要が生じたことから、条例を改正するものでございます。

なお、議案資料の2ページに本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考とさせていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第16号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮岡治郎議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○宮岡治郎議長 これより質疑を願います。

1番、小林議員。

○小林澄子議員 埼玉西部消防組合議員の小林澄子でございます。

議案第16号に関して質疑をさせていただきます。

この議案はデジタル庁設置法などの関連法で出てきたものと理解しますが、国会審議では、個人情報保護をめぐる課題が浮き彫りになってきたと思います。デジタル技術は有益ですが、未成熟であり、セキュリティも安全ではありません。人権意識の高まりに伴ってプライバシーという概念が生まれました。プライバシーの権利は、自己に関する情報に対するコントロールという権利だと言われているわけですが、初めに、これまでの個人情報保護条例の意義についてお聞きをいたします。

○宮岡治郎議長 ただいまの質疑に対し、北山企画総務部長に答弁を求めます。

○北山企画総務部長 お答えいたします。

個人情報保護条例の意義につきましては、条例第1条に規定されておりますとおり、組合の

実施機関が保有する個人情報に対して、開示及び訂正等を請求する権利を明らかにするとともに、個人情報の適正な取扱いについて基本的事項を定めることにより、個人の権利利益の保護を図り、公正で信頼される組合行政の推進に資することとしております。

以上でございます。

○宮岡治郎議長　小林議員。

○小林澄子議員　2回目の質疑をさせていただきます。

同時に、コンピューターなどの情報技術の発達によって、個人の情報というのはデータ化されて、大量に流通することが可能になってきました。でも、本人の知らないところで個人の情報がどんどん広がってしまって、それを誰かの意思で止めることが難しくなる状況が考えられることから、個人情報保護条例というのが各自治体等でできてきたと理解しているところなんですけれども、2回目の質疑なんですけど、今回の個人情報保護条例改正については一部を変えたというだけですが、旧の第26条の2、当該特定個人情報の提供先、これが情報提供等の記録にあつては総務大臣となっているわけですけれども、新のほうでは内閣総理大臣としていますが、なぜそういうふうになったのかということについてお伺いをいたします。

○宮岡治郎議長　答弁を求めます。北山企画総務部長。

○北山企画総務部長　お答えいたします。

情報提供ネットワークシステムの設置及び管理の所管が総務大臣から内閣総理大臣に変更されたため、改めるものでございます。

以上でございます。

○宮岡治郎議長　小林議員。

○小林澄子議員　3回目の質疑をさせていただきます。

単に総務大臣から内閣総理大臣ということだけだったわけなんですけれども、これがやっぱり一元管理化されていくような危惧を大変しております。個人情報というのは地方分権、分散が重視されて、利用や外部提供は制限されてきたのではないかと感じております。自分の情報のコントロール権はあるのか、情報の主体である個人の権利、利益への配慮が十分なされるのか、プライバシーや個人情報の保護を後退させることにならないか、埼玉西部消防組合で定めた個人情報保護条例に国が口を挟むことができる仕組みにならないか、大変危惧しているところなんですけれども、見解をお聞きいたします。

○宮岡治郎議長　答弁を求めます。北山企画総務部長。

○北山企画総務部長　お答えいたします。

改正後の個人情報保護法に規定する行政機関等における個人情報等の取り扱いにつきましては、現行の行政機関個人情報保護法の相当する規定の解釈運用を原則として踏襲することとされており、法律の範囲内で独自規定を条例で定めることができるとされていますことか

ら、一定の裁量権は担保され、現行条例と同様に個人の権利、利益への配慮もなされるものと認識しております。

以上でございます。

○宮岡治郎議長 以上で小林議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮岡治郎議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○宮岡治郎議長 これより討論に入ります。

初めに、1番、小林議員。

○小林澄子議員 私のほうからは、反対討論をさせていただきます。

この個人情報保護条例の一部を改正する条例ですね、デジタル技術の発展と普及によって行政等々の業務や手続を効率化して、国民生活の利便性を向上させることは大切なことだと思っております。しかし、それは行政機関が保有する膨大な個人情報の利活用を、国民自らが監視監督できる法整備や体制整備と一体に行わなければなりません。個人情報保護条例改正のもとになったのが、デジタル庁設置法などの関連法になります。個人情報のビッグデータ化や顔認証などAI、人工知能の普及の下での個人情報の保護、個人の基本的な人権尊重のための新たな規定も、その考え方さえも欠落しているところです。行政機関が特定の目的のために集めた個人情報を、もうけのためとして本人の同意もないままに目的外利用、外部提供して、成長戦略へ、企業の利益につなげようとの狙いが透けて見えるところです。

個人情報保護の仕組みを切り捨ててプライバシー侵害や地方自治に対する侵害、市民が築き上げてきた保護のための制度を壊すことにつながることから、認められませんので、反対をいたします。

以上です。

○宮岡治郎議長 次に、9番、粕谷議員。

○粕谷不二夫議員 議案第16号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、賛成の立場から討論いたします。

まず、今回の条例改正は、個人情報保護制度の内容を問うものではないということであり、すなわち、法改正に対応するため、条文中に引用した字句や項ずれを改めるものであります。よって、今回の条例の一部改正には何ら問題はないものであります。

また、個人情報の取り扱いが心配だという考えもありますが、今後、国からより民意が反映されたガイドラインが示されることから、個人情報の保護と適正な利用のバランスが確保

され、よりよい運用がなされるものと期待されます。

以上のことから、議案第16号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」について、原案のとおり賛成とし、討論といたします。

○宮岡治郎議長　ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮岡治郎議長　なければ討論を終結いたします。

○採　　決

○宮岡治郎議長　これより採決いたします。

議案第16号「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○宮岡治郎議長　起立多数であります。

よって、「埼玉西部消防組合個人情報保護条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7　管理者提出議案の上程（議案第17号）

○宮岡治郎議長　日程第7、議案第17号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

議案の朗読は省略いたします。

○提案理由の説明

○宮岡治郎議長　提案理由について、岸消防長から説明を求めます。

岸消防長。

○岸消防長　議案第17号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について、提案理由を御説明申し上げます。

議案書の5ページと議案資料の3ページを御覧ください。

令和3年8月10日、人事院は、国会及び内閣に対しまして、国家公務員の期末手当及び勤勉手当の年間平均支給月数が民間の年間支給割合を0.13月分上回っていたことから、期末手当の支給月数を0.15月分引き下げるよう勧告しております。

これを受けまして、国家公務員の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案についても、次の臨時国会に提出され、改定が行われる予定でございます。

本組合の職員の給与制度につきましては、各構成市の給与制度を勘案し制定されており、

各構成市とも人事院勧告を尊重し、国家公務員の給与改定に準じた内容で改定を行う予定であると伺っております。

このようなことから、本組合といたしましても、国の改定内容や構成市などの動向等を勘案し、人事院勧告に準拠した改定を行うものでございます。

それでは、改定の内容について御説明申し上げます。

議案資料の3ページを御覧ください。

「2 改定の概要、(1) 令和3年度」のとおり、令和3年度の6月支給分は現行どおりとし、12月支給分を0.15月引き下げ、1.125月とし、年間の支給割合を2.4月とするものでございます。

また、再任用職員につきましても、12月支給分を0.1月引き下げ、0.625月とし、年間の支給割合を1.35月とするものでございます。

次に、下段の「(2) 令和4年度以降」でございますが、年間支給割合を2.4月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに1.2月とし、再任用職員も同様に、年間支給割合を1.35月としたままで、6月支給分、12月支給分をともに0.675月とするものでございます。

なお、議案資料の5ページから6ページまでに本条例改正に伴う新旧対照表を添えておりますので、参考としていただきますようお願い申し上げます。

以上で、議案第17号の提案理由の説明を終わります。

よろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○宮岡治郎議長 以上で説明を終わります。

○質 疑

○宮岡治郎議長 これより質疑を願います。

1番、小林議員。

○小林澄子議員 それでは、議案第17号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について質疑をさせていただきます。

昨年、今年と新型コロナ禍で過酷な業務を行ってきたにもかかわらず、今回の人事院勧告の期末手当は2年連続引き下げになります。今回、平均5万5,000円もの引き下げです。一時金は生活給です。労働三権を奪った代償措置として人事院勧告があり、人勧準拠ということだと思いますけれども、異論があっても消防職員には言うすべもありません。

1回目の質疑です。

初めに、消防、救急は、公務職場の中で最も労働災害の多い職種です。加えて、新型コロナで通常とは違う感染の危険を押しでの業務が行われてきました。その新型コロナ感染者への対応に当たる職員の期末手当を引き下げる内容です。防疫手当が新設されていますが、令

和2年度、令和3年度の支給対象者数と1人当たりの支給額について、まずお伺いをいたします。

そして、2つ目、会計年度任用職員の身分の方もいるようではございますけれども、この方たちにも期末手当の引き下げは適用されるのか、お伺いをいたします。

3つ目、労働三権が認められていない消防職員組織に、消防職員委員会の制度があるということになってはおりますけれども、埼玉西部消防組合設立後の消防職員委員会の開催回数、構成メンバー及び提出議案についてお伺いをいたします。

1回目の質疑です。よろしくお願いいたします。

○宮岡治郎議長　ただいまの質疑に対し、北山企画総務部長に答弁を求めます。

○北山企画総務部長　お答えいたします。

初めに、令和2年度の防疫等作業手当につきましては、支給対象者数が505人、1人当たりの支給額が7,768円となります。

令和3年度の防疫等作業手当につきましては、10月31日現在で支給対象者数が618人、1人当たりの支給額が1万2,340円となります。

次に、会計年度任用職員にも期末手当の引き下げは適用されるのかとの御質疑でございますが、常勤職員と同じ支給率の割合が適用されることとなります。

次に、組合設立後の消防職員委員会に関する御質疑でございますが、委員会の開催回数は毎年度の前半に1回開催することを常例とし、本年度を含め9回開催しております。

構成メンバーでございますが、各年度とも定数は24人となり、消防局から2人、消防署から10人、分署から12人を、消防局長と消防職員の推薦に基づき選出しております。

これまでに提出された議題でございますが、区分が3つに分かれており、消防職員の勤務条件及び福利厚生に関する案件が12件、消防職員の職務遂行上必要な被服及び装備品に関する案件が15件、消防の用に供する設備、機械器具その他の施設に関する案件が4件となります。

以上でございます。

○宮岡治郎議長　小林議員。

○小林澄子議員　ありがとうございます。

2回目の質疑をさせていただきます。

初めに、消防職員は、新型コロナ感染者に接する機会も大変多かったわけですが。その中で、新型コロナワクチン2回接種を、それぞれの職員の方は早めにされたと思うのですが、その中でも感染した職員の方がいらしたということもお聞きしました。まず、感染された職員の人数についてお伺いをいたします。

2回目の2つ目です。非正規の方の取り扱い、ここでは会計年度任用職員の方になるかと

思います。国のほうでは非常勤職員に期末・勤勉手当が同率支給されていますが、会計年度任用職員の方には期末手当しか出されていません。制度導入目的の処遇改善にならないのではと思いますが、会計年度任用職員の採用者数と1人当たりの月収、期末手当、影響額についてお伺いをいたします。

3つ目が、消防職員委員会のことについて御答弁がありました。職員にとって労働三権の代わりとして設置されたと言われているわけですが、交渉に当たって執行部と職員が対等、平等に機能しているのか、そういうことについてもお伺いをいたします。

以上、2回目の質疑です。よろしくお願いいたします。

○宮岡治郎議長 答弁を求めます。北山企画総務部長。

○北山企画総務部長 お答えいたします。

初めに、新型コロナワクチンを2回接種した後に新型コロナウイルスに罹患した職員は4人となりますが、消防業務に関連した感染事案ではございません。

次に、会計年度任用職員に関する御質疑でございますが、採用者数は4人、1人当たりの月収額は16万254円、1人当たりの期末手当額は、6月賞与分、12月賞与分を合わせて39万8,374円を見込んでおりましたが、引き下げの影響により、1人当たり2万3,434円の減額となります。

次に、消防職員委員会において、執行部と職員とが対等に機能しているのかとの御質疑でございますが、職員から提出された意見については、先ほど御答弁申し上げました24人の委員がそれぞれの所属職員の意見を持ち寄った上で、委員会においては慎重な審議を行っております。

また、委員は職域、階級、性別などに配慮した上で選出されており、職員間の意思疎通を図るとともに、公正性や透明性の確保に努めておりますので、委員会は適正に機能していると認識しております。

以上でございます。

○宮岡治郎議長 小林議員。

○小林澄子議員 消防職員委員会については適正に機能されているということなんですが、あくまでも労働組合ではないので、この辺のところについては上下関係がある組織の中で、また、消防組織というところでは、より上下関係が厳しいところでもあるので、御答弁のあったように機能しているということは、納得がいくような感じではないんですが、そういう中でも一定のところでの意見反映だとかをされるということでは分かりました。

3回目の質疑についてなんですが、新型コロナ感染者への対応で、業務に多忙を極めてきた消防職員、また再任用職員の方もそうですけれども、会計年度任用職員も、制度発足時では2.6か月支給と言っていたのが、2.4か月になってしまったわけなんですね。消防職員の方

も、先ほども申し上げましたけれども、生活給として含まれているこの一時金を下げていくことになっていくわけなんです、なぜ引き下げの人事院勧告を受け入れなければならないのか、やはりはっきりと消防職員の方たちは、自分たちの労働条件だとか賃金の問題では、この消防職員委員会では解決はできない問題でもあるわけですので、そのことについて見解をお伺いいたします。

○宮岡治郎議長 答弁を求めます。北山企画総務部長。

○北山企画総務部長 お答えいたします。

人事院勧告では、民間給与との比較調査が行われた結果、期末手当について民間の支給割合が公務員を下回っていることから、本組合においても期末手当について民間の支給実績を反映させた条例改正が必要であり、また、民間と公務員との給与格差を解消することが、均衡の原則にもかなうものであると認識しております。

以上でございます。

○宮岡治郎議長 以上で小林議員の議案質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮岡治郎議長 なければ質疑を終結いたします。

○討 論

○宮岡治郎議長 これより討論に入ります。

初めに、1番、小林議員。

○小林澄子議員 私のほうからは、反対討論をさせていただきます。

議案第17号について、新型コロナ禍で、公務職場の中でも2回のワクチン接種が早期にできた部門ではあるわけですが、先ほど2回ワクチン接種後に業務上で感染されたというのではないということをおっしゃっていましたが、4人というのは非常に多いかなというふうに思って、果たして、業務上じゃなかったのかどうかということ、ただ、救急搬送業務については医療業務と並んで感染リスクが大変高い業務でもあるわけですね。事務的な業務の方も含めて、全職員の方がいつ自らが感染させられ、またさせるか、過酷な中での勤務だったと思うんですね。まだこの新型コロナは収束していないわけですので、まだこれからも大変な状況になってくるかなというふうに思いますけれども、そういうリスクが高いことから、消防職員委員会で防疫手当なども議論されたのかなというふうに思うんですけれども、せっかく防疫手当がつけられるようになったにもかかわらず、この平均額、削減額ですね、5万5,000円にはとても満たないような額でもあるわけですね。それでもせっかく防疫手当がつけられるようになったにもかかわらず、これでは無に帰することになってしまいます。

消防職員委員会については、職員の労働三権を禁止している地方公務員法の改正はされていないわけですので、労働三権に代わるはずもありません。コロナ禍で頑張る職員に本来は上げることこそすべきであり、下げるなど認められないため、反対の意見とさせていただきます。

以上です。

○宮岡治郎議長 次に、9番、粕谷議員。

○粕谷不二夫議員 それでは、私のほうから、賛成の立場から討論をいたします。

まず、今回の組合職員の給与の期末手当であります。この引き下げについては、人事院勧告に基づくものであります。それは公務の給与水準はその時々の経済、雇用情勢等を反映し、労使交渉によって決定される民間の給与水準に準拠し、格差を解消することが合理的であるとの考えです。

一方、確かに新型コロナウイルス感染症の拡大により、消防組合職員の業務が非常に厳しい環境下にある中で、今回の改正が不利益な処遇であることは承知していますし、令和3年の人事院総裁談話では、公務員が困難な業務に従事することに対して一定の理解を示しているところであります。また、期末手当引き下げにより、経済的な懸念も残ります。

しかしながら、要は給与水準の根拠をどこに置くかということであり。従来、組合職員の給与については人事院勧告に準拠してきた経緯もあり、今回も一定の基準を示すことが必要であると考え、苦渋の判断ではありますが、本案に賛成するものであります。

なお、組合職員の方々には、コロナ禍による厳しい状況が続いていますが、今後も市民の安全確保に努めていただくことを期待し、議案第17号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についての賛成討論といたします。

○宮岡治郎議長 ほかに討論はありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○宮岡治郎議長 なければ討論を終結いたします。

○採 決

○宮岡治郎議長 これより採決いたします。

議案第17号「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」は、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立者多数〕

○宮岡治郎議長 起立多数であります。

よって、「埼玉西部消防組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決されました。

◎管理者挨拶

○宮岡治郎議長　ただいま管理者から挨拶を行いたい旨申し出がありましたので、これを許します。

藤本管理者。

〔管理者（藤本正人）登壇〕

○藤本管理者　令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

本日は御提案申し上げました2つの議案について、それぞれ原案どおり可決をいただきましたこと、厚く御礼を申し上げます。

日ごとに寒くなってまいりました。これから火災期を迎えるに当たり、市民の安全と安心をさらに確保するため、万全の消防、救急体制を整えてまいります。

結びに、議員各位におかれましても、健康に十分御留意をいただき、今後とも消防行政進展のため御尽力賜りますようお願い申し上げます。閉会に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

◎閉会の宣告

○宮岡治郎議長　これで付議された事件は全て議了いたしましたので、会議を閉じます。

これをもって令和3年第1回埼玉西部消防組合議会臨時会を閉会いたします。

本日はお疲れさまでした。

午後2時43分閉会

職務のため議場に出席した職員の職氏名

消防局次長（書記長） 増 岡 正 也

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 聖 寿

企画財政課副主幹（書記） 吉 田 忠 史

企画財政課主査（書記） 二 上 綾 子

議 長 宮 岡 治 郎

署名議員 大 川 戸 岩 夫

署名議員 粕 谷 不 二 夫